

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年12月1日

栃木市長 大 川 秀 子

1 入札について

- (1) 件 名 栃木市庁舎デジタルサイネージ広告併設タッチパネル情報端末設置事業
- (2) 履行期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間
- (3) 設置場所 栃木市役所本庁舎（栃木市万町9番25号）
別紙「設置個所図」のとおり
- (4) 入札方法 紙入札(持参入札)
- (5) 開札日時 令和7年12月24日(水) 11時00分
- (6) 開札場所 栃木市役所 本庁舎3階 301会議室
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 最低提案貸付料 事後公表

2 貸付料

入札書に記載された提案貸付料に、消費税相当額を加算した金額をもって貸付料とします。

3 貸付条件等

- (1) 設置できる端末の仕様及び設置場所の詳細については【別記】仕様書を参照してください。
- (2) 端末の設置及び撤去に要する工事費、移設費等の費用はすべて事業者の負担とします。
- (3) 端末の稼働に係る電気料金は事業者の負担とします。事業者の負担で設置した子メータが示す電力使用量に応じて電力料金を算定したうえで請求（年度に1回）しますので、本市が指定する期限までに納入してください。
- (4) 端末の運用に必要な費用（通信費用、コンテンツの作成更新費用、外部コンテンツの使用料、修繕費等）は、事業者の負担とします。
- (5) 事業者は、契約期間が満了し又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を本市に請求することができません。

4 広告

- (1) 事業者は、端末により広告を放映する広告主の選定及び広告の内容について「栃木市広告掲載要綱」及び「広告掲載要件」を遵守するとともに事前に本市の審査を受け、その承認を得ることとします。
- (2) 広告の内容・デザイン等が「栃木市広告掲載要綱」及び「広告掲載要件」に違反している

とき又は掲示する広告としてふさわしくないと本市が判断したとき（別紙1 参照）は、本市は、事業者に対して広告の内容等の修正を求めることができ、事業者はこれに従わなくてはならないものとします。

なお、修正にかかる費用については、事業者が負担するものとします。

5 遵守すべき事項等

(1) 本市との協議等

事業者は、事業の実施に際し、構造物の仕様、施行管理方法、実施体制、スケジュール、運用及び広告等の内容に関する事項について、あらかじめ本市と協議し、その承認を受けなければならないものとします。

(2) 事業に係るその他注意事項

ア 事業者は、端末の設置に際し、施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならない構造にしなければならない。

イ 事業者は、端末の転倒、破損等により、施設利用者等に危険を生じない方法により設置しなければならない。

ウ 事業者は、端末の設置、撤去、メンテナンス、掲出する広告の変更作業等を行う場合は、事前に本市と日程を調整しなければならない。

エ 事業者は、端末がき損、汚損、紛失等をした場合は、速やかに復旧等の適切な措置を講じるものとし、その費用は事業者の負担とする。

オ 事業者は、入札条件を遵守し、貸付料及び電力料金を本市が指定した期限までに確実に納付すること。

カ 事業者は、広告を掲載する業者との契約内容について、年に一度、本市へ報告すること。

キ 事業者は、端末を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

6 入札に関する注意事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書を公開の場で開札し、本市が定める最低提案貸付料以上で、最も高い価格をもって入札した者を落札者として決定します。

(3) 入札回数は3 回とします。

(4) 落札者となるべき同価入札をした者が2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(5) 応札者がいない場合は不調とします。

(6) 落札者がいない場合は不落とします。

7 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札者が2以上の入札をしたとき
- (2) 入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名押印しないで行った入札
- (3) 入札書の記載が不明瞭で判読できないとき
- (4) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき
- (5) 入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき
- (6) 入札に際し、積算内訳書が提出されていない入札
- (7) 積算内訳書の合計金額と入札書の提案貸付料が相違する入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

8 応募者の資格・要件

入札に参加できるのは、栃木市物品購入等入札参加資格者名簿「広告・催事等：広告・宣伝」に登録のある者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 官公署と契約等の実績を有していること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
 - (3) 掲載する広告について、広告内容を審査できる体制が整えられていること
 - (4) 本市の市税を滞納している者でないこと
 - (5) 本市から入札参加制限を受けている者でないこと
 - (6) 栃木市暴力団排除条例第2条第1号、第4号及び第5号の規定に該当する者でないこと
 - (7) 栃木市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則に該当する者でないこと
- ※ 共同事業体で応募する場合も、構成団体すべてが上記(1)～(7)の要件を満たすこと
- ※ 共同事業体で応募する場合は、参加企業の業務の役割を定め、記述した文書を提出することとあわせて参加企業相互が合意した旨の文書を提出すること

9 申請手続等

- (1) 申請受付期間・受付場所

令和7年12月9日（火）～令和7年12月15日（月）午後5時15分必着

- (2) 申請受付場所

栃木市 経営管理部 管財課 庁舎管理係

栃木市万町9番25号（栃木市役所本庁舎3階）

- (3) 申請方法

窓口又は郵送にて提出してください。

※ ファックスやメールによる提出は受理しません。

- ① 窓口の場合

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※ 正午から午後1時までを除く

- ② 郵送の場合

一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法でお送りください。

※ 申請受付期間を過ぎたものは失格とします。

(4) 必要な書類

	提出書類	部数	備 考
1	参加資格確認申請書	1	様式第1
2	現在事項全部証明書の写し	1	発行後3か月以内のもの
3	印鑑登録証明書	1	発行後3か月以内のもの
4	市税の完納証明書	1	発行後3か月以内のもの
5	類似業務実績調書	1	任意様式
6	委任状	1	様式第2（受任者を設定する場合のみ）

(5) その他の留意点

本件に参加する費用は、すべて応募者の負担とします。

受理した書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

10 質問書の受付及び回答

募集の内容等に対する質問及び回答は次のとおり行います。

(1) 質問書受付期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月5日（金）

午前8時30分～午後5時15分

(2) 提出方法

質問は、質問書（様式第5）により栃木市役所管財課窓口へ提出するか、電子メールまたはファックスにて提出すること。ただし、電子メールまたはファックスで提出した場合は、必ず電話にて本市が受信したことを確認してください。

(3) 提出場所

栃木市 経営管理部 管財課 庁舎管理係

栃木市万町9番25号（本庁舎3階）

TEL：（0282）21－2606

FAX：（0282）21－2676

Mail：si-kanri@city.tochigi.lg.jp

(4) 回答日、回答方法

令和7年12月8日（月）に、栃木市ホームページに掲載

11 貸付契約の締結等

(1) 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が事業者に対し、市有財産の一部を貸し付ける方法（賃貸借契約）により行います。

(2) 貸付料は、事業期間開始後から発生するものとします。

(3) 貸付料は、本市の指定口座に、年度毎に本市が指定する期限までに全額納入してください。
なお、振込手数料等は設置事業者の負担となります。

(4) 電力料金は、電力使用量に応じて算定したうえで年度毎に納入通知書を発送しますので、

本市が指定する期限までに全額納入してください。

12 その他

- (1) 本募集に係る費用については、事業者の負担とします。
- (2) 事業者は、提案書類が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを本市に対して保証するものとします。
- (3) 事業者は、提案書類が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとします。
- (4) 本市による施設内の人員配置の変更や他の広告媒体の増設、また、本庁舎の利用者数の変化等により事業者の広告収入が減少した場合においても、事業者は、本市に一切の損害賠償を請求することができません。
- (5) 施設の休業、移転、廃止等の際には、本市は事業者と協議のうえ代替地の提供に努めることとします。
- (6) 事業者は、貸付期間が終了する前に自己都合により端末を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに書面により本市に通知してください。
- (7) 本募集要項に定めのない事項については、本市と事業者が協議のうえ定めるものとします。

13 問い合わせ先

郵便番号：328-8686

住 所：栃木市万町9番25号

栃木市 経営管理部 管財課 庁舎管理係

T E L : (0282) 21-2606 (直通)

F A X : (0282) 21-2676